

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

情報教育研修システム更新、賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成27年6月30日まで

ア 更新業務（設計、調達、設置・調整、研修等） 契約締結日から平成22年6月30日まで（この期間内にシステムを完全に稼働させるものとする。）

イ ハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守業務 平成22年7月1日から平成27年6月30日まで

(4) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務に係る1月当たりの単価（(3)のア及びイに掲げる業務の対価の総額を(3)のイに定める期間で月割した額とする。）に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあつては(1)、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年2月12日（金）から同年3月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器及び役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月19日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ 平成22年2月12日（金）から同年3月25日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

オ 1の(3)のアの業務を履行することができる者であつて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、イ、エ及びキの要件をすべて満たしていること。

イ 競争入札参加資格のうち、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている構成員が1以上あり、かつ、役務の情報処理サービスに登録されている構成員が1以上あること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成22年2月19日(金)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年2月12日(金)から同年3月3日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同年3月4日(木)の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年3月25日(木)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成22年3月5日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : An information education training system to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 5, March, 2010

(3) Time-limit for submission of tenders : 1:30PM. 25, March, 2010

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 12:00noon, 25, March, 2010

(5) Contact point for the notice : Office of Tottori education center , 5-201 Koyamacho-kita
Tottori-shi Tottori-ken 680-0941 Japan
TEL : 0857-28-2321